

令和2年3月24日
記者発表資料

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定 及び指定に関する図面の閲覧について

ー土砂災害から「いのち」を守るためにー

県では、がけ崩れなどの土砂災害から「いのち」を守るため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めています。

急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域^{※1}については、平成28年度までに指定が完了していますが、本日、新たに土砂災害特別警戒区域^{※2}を指定します。

つきましては、指定に関する図面について、次のとおり閲覧に供しますので、お知らせします。

※1 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

※2 土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

1 新たに土砂災害特別警戒区域を指定する市区町村

- (1) 横須賀市の一部（本庁管内、田浦行政センター管内、衣笠行政センター管内及び西行政センター管内）
- (2) 厚木市の一部
- (3) 山北町の一部
- (4) 真鶴町
- (5) 湯河原町

※一部隣接する他の市町を含みます。

※特別警戒区域の指定に合わせ、既に指定している警戒区域が変更となる箇所もあります。

2 指定に関する図面の閲覧場所

| 指定する市区町村 | 閲覧場所 | 所在地 |
|--|----------|----------------------------|
| 横須賀市の一部 (本庁管内、田浦行政センター管内、衣笠行政センター管内及び西行政センター管内) | 横須賀土木事務所 | 〒238-0022 横須賀市公郷町1-56-5 |

| 指定する市区町村 | 閲覧場所 | 所在地 |
|-------------|----------------------|---|
| 厚木市の一部 | 厚木土木事務所 | 〒243-0016 厚木市田村町2-28 |
| 山北町の一部 | 県西土木事務所 | 〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2 (足柄上合同庁舎3階) |
| 真鶴町 湯河原町 | 県西土木事務所 小田原土木センター | 〒250-0003 小田原市東町5-2-58 |
| 上記の全ての市町村 | 県土整備局 河川下水道部砂防海岸課 | 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 (神奈川県庁新庁舎 11 階) |

※上記のほか、下記の市役所、町役場で閲覧できます。

横須賀市：横須賀市土木部河川・傾斜地課（横須賀市小川町 11 番地 本館 2 号館 4 階）

厚木市：厚木市市長室危機管理課（厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号 市役所本庁舎 4 階）

山北町：山北町都市整備課（足柄上郡山北町山北 1301 番地 4）

真鶴町：真鶴町総務課防災係（足柄下郡真鶴町岩 244 番地 1）

湯河原町：湯河原町地域政策課（足柄下郡湯河原町中央 2 丁目 2 番地 1）

3 その他

指定に関する図面は、「[神奈川県土砂災害情報ポータル](#)」でも閲覧できます。

問合せ先

神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課

課長 千葉 電話 045-210-6500

審査グループ 河野 電話 045-210-6505

急傾斜地グループ 井川 電話 045-210-6508